

## 第4回東大阪市上下水道事業経営審議会（書面開催（追加意見）） 会議録

### 1. 開催概要

期 間	令和4年2月9日（水）～2月16日（水）
議 事	（案件）第4回東大阪市上下水道事業経営審議会の資料に関する追加意見について
配布資料	第4回東大阪市上下水道事業経営審議会（書面開催） 会議録 別添（追加）－1 意見聴取事項及び東大阪市としての見解 別添（追加）－2 資産維持費について 別添（追加）－3 第4回東大阪市上下水道事業経営審議会書面会議に係る意見について（追加意見）

## 2. 各案件に対する意見および回答

### ① 【審議事項①】 料金改定方針の確定（資産維持費の算入について）

No	意見または質問	回答等	該当箇所
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>東大阪市の考え方を支持します。</li> </ul>	—	—
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の水道施設や設備の更新・再構築は絶対必要事業につき、総括原価に資産維持費を原価算入すべきであり、総括原価の約10%は妥当な割合と考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市としましても資産維持費の算入は水道事業の健全経営に必要であると考えていることから、総括原価に算入して料金体系を検討することとさせていただきます。</li> </ul>	資料-2 P.6
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産維持費については、将来の施設更新などを見据えた場合、総括原価に算入することが適切と考えます。</li> <li>料金改定率は必要な収入を確保できるように設定すべきであり、改定率を小さくするために必要となる費用を算入しないことは、水道事業の健全経営にとって本末転倒になる恐れがあると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>	資料-2 P.6
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金安い方が良いが、諸事情加味することを知らず、無理が言えない事が判る。</li> <li>料金値上げせざるを得ない理由をリージョン使っても、市民へしっかり啓発していく必要があると思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金の見直しにつきましては、その必要性を含め、市民の皆様の理解が得られるよう、市ウェブサイトや広報誌のほか、リージョンセンター（地域コミュニティ拠点施設）での広報活動も含め、様々な広報手段について今後検討してまいります。</li> </ul>	—
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産維持費の計上は将来のため必要な経費と考えますが、コロナ禍において経済状況が不安定な現在、今回の料金改定率(案)13%に対し、資産維持費を計上しない場合、料金改定率(試算)が1.4%で足りることを考えると、市民感覚では料金改定率がどの程度なら妥当と考えられるのかご意見を伺い参考としたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の委員におかれましても、本市の見解と同様、「資産維持費を総括原価に算入することが適切」という意見をいただいております。</li> </ul>	資料-2 P.6

② 【審議事項②】 料金体系検討における前提条件（口径区分の設定について）

委員	意見または質問	回答等	該当箇所
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回提案された「用途別」と「口径別」の併用は、将来的に「口径別」に一本化するための移行的措置という意味合いも含まれていると理解しております。その意味では、なるべく全ての用途で口径区分の設定範囲は揃えておくのが望ましいように思います。ただし、用途ごとの口径別料金については、不公平や激変が生じないように柔軟に設定する必要があると思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご推察のとおり、将来的には「口径別」の一本化を想定しており、今回の料金改定（用途別口径別併用）はそれに向けた段階的な措置となります。</li> <li>基本料金における口径区分については、浴場用のみ区別して設定する可能性があります。その他用途は同一とさせていただく予定です。</li> <li>この際、完全な口径別としてしまうと、P20に記載のとおり、少量利用者（主に家事用）における料金の激変に繋がる可能性があるため、現行からの変化に配慮しつつ、一部口径の集約を想定した口径区分を検討していきたいと考えております。</li> </ul>	資料-2 P.19,20
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>口径区分の内、25mm は 13mm・20mm と 40mm との中間サイズで微妙な位置ですが、本市では約 7 割が家事用という実情より、25mm を単独にすると、家事用（一般用）で「13mm・20mm」と「25mm」の 2 本立て区分になり、不都合と思われます。従って、13mm・20mm・25mm を集約することで良いと思われます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記ご意見のとおり、家事用において 25mm も一定数を占めることから、13～20mm と合わせて集約することを考えております。</li> <li>ただし、件数（割合）や使用水量の違いから、25mm を区別してはどうかといった意見もいただいているため、13～20mm と 25mm を分けるパターンについても状況に応じて柔軟に検討する方向で進めていければと考えております。</li> </ul>	資料-2 P.19
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>13・20mm と 25mm を同一単価とすると、25mm の使用者は①1 度に使える水栓（蛇口）の数が多い、②シャワーなどで水量不足を感じなくなるなどの、メリットがあることから、加入金など初期費用はあるものの 25mm 一般用の新設申し込みや口径変更が多くなり固定費が回収しにくくならないか危惧するところです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「別添（追加）-1」で示すように、「13～25mm をまとめることを基本方針としながらも、今後の料金体系案の検討において 13～20mm と 25mm を分けるパターンについても状況に応じて柔軟に検討する」ような方向で進めていければと考えております。</li> <li>また、第 2 回審議会の資料 3 の P15 に示すとおり、令和 11 年度にも料金改定を考えておりま</li> </ul>	資料-2 P.19

委員	意見または質問	回 答 等	該当箇所
		<p>すので、その際に、今回の料金改定後における事業環境の変化を踏まえた検討を行う予定です。</p>	

③ 【審議事項③】 料金体系検討の方向性

(理論に基づく料金体系と異なる料金体系の設定について)

委員	意見または質問	回答等	該当箇所
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>何の調整もしないと理論値と実現値は異なるのが一般的です。そこで、実現値を理論値に近づけるために、複数のシミュレーションが必要となります。複数のシミュレーションにより、より理論値に近い料金体系を構築することで、実現値をできるだけ理論値に近づけることができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理論に基づく料金体系では、現行からの激変に繋がるため、本市における実情に配慮した上で複数パターンの検討を行い、適切な料金体系の設定を目指したいと考えております。</li> </ul>	資料-2 P.23
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>理論通りに単純に基本料金を設定すると、おそらく大口径で使用水量が少ない利用者に対して特異的に大幅値上げを強いることになるのではないかと思います。全ての利用者が過度な負担増とならないよう一定の配慮を行うことは止むを得ないと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記ご意見のとおり、理論通りに基本料金を設定した場合、大口径の料金が高くなるため、大口径かつ使用水量が少ない利用者に対しては、大幅な値上げとなります。</li> <li>そのため、本市における実態を踏まえ、各利用者へ一定の配慮をした料金体系を検討していきたいと考えております。</li> </ul>	資料-2 P.20,23
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「理論に基づく料金体系をベースに生活用水に配慮を加えた料金体系の設定」で良いと判断します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「別添(追加)-1」で示した本市の見解とおり、「理論に基づく料金体系をベースに生活用水に配慮した料金体系を設定する」方針とさせていただきます。</li> </ul>	資料-2 P.23
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金算定要領は、あくまでも料金の適正化を図るための原則であり、水道料金体系の検討において過去の経緯や料金体系の現状、各水道事業の事業特性・地域特性などを加味することは適切であると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>	資料-2 P.23
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>理論に基づく料金体系は受益者負担原則から考えると公平な料金体系と考えますが、住民サービスや使用者の負担度を配慮した料金のあり方を考慮すると一定の配慮を加えた「特別な措置」は必要な措置と考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>	資料-2 P.23